

令和 6 年 5 月 17 日

第 1 回男女共同参画推進会議・

女性活躍推進協議会

豊島区困難女性支援基本計画の策定について

1 策定の背景

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」が令和 6 年 4 月 1 日に施行された。法第 8 条第 3 項により、区市町村は、国の定める基本方針に即し、かつ都道府県基本計画を勘案して、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画を定めることが努力義務となっている。

本区は区長をプロジェクトリーダーとするすずらんスマイルプロジェクトの実施など、当該分野における先進自治体であり、困難女性支援を総合的かつ体系的に推進するため、すずらん・ネット会議の意見を踏まえ、令和 6 年度に計画策定を行うこととなった。

2 支援対象

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）

3 計画期間

令和 7 年度～令和 8 年度の 2 か年計画とし、令和 9 年度以降、第 6 次としま男女共同参画推進プランとの一本化を想定している。



4 スケジュール

令和 6 年 5 月 諮問（男女共同参画推進会議）

詳細 別紙のとおり